大村市政だより
発行所
長崎県大村市250番地
大村市役所
電話（代表）750番
印刷所　合同印刷所

# 公明選挙とくしゅう号

## 公明選挙強調週間
11月5日～15日

## 明るい選挙でよい政治
### 一票のカギはあなたが握ってる

「公明選挙」という言葉は、ここ数年のうちに広く普及いたしました。

しかし普及の割合に、果してその意味が国民一人一人に徹底したかは、すこぶる疑問のようです。

### 「公明選挙」とは

もとよりみんなの力と自覚によつて「選挙」を「正しく」「明るく」するということでこの位わかり切つたことはありません。

しかし、人を「正しく選ぶ」ということは、なかなかむずかしいことで、今までに行われた選挙の結果を見ても、はつきりこれを証明しています。つまり「公明選挙」のお題目をいくら唱えても、結局は義理とか人情とかという古い考えや、長いものには巻かれろ式の習慣によつて実らず、空念仏の結果に終つているようです。

### わたしたちの義務と権利

「選挙」と一口に申しましても、大は衆、参両議院議員の選挙から、私たちにとつて最も身近かな、市町村長や議員を選ぶ小さな選挙まで、私たちは、大小さまざまな「選挙」に参加して、投票を行つております。

このように「選挙」が広く行われる理由は、わが国の政治が、国の政治も、地方の政治も主権者であるわたくしたち国民が行う民主政治であるからです。

いいかえると「選挙」によつて適当な代表者を、私たちに代つて政治を行つてもらうからであります。

これは憲法に保障された、私たちの義務であり、権利でもあります。

いずれにせよ多勢の人々のそれぞれの意思をないがしろにせず、誰でも納得のゆく優れた代表を選ぶことが「公明選挙」に通じることであり、明るい住みよい社会にも通じます。

これは一面、私たちお互いが日頃から、政治意識の向上と正しい良識を培うことに努力することによつて、報いられることであります。

### 自主的な運動へ

今度政府では、十一月五日から十五日までを「公明選挙強調期間」とすることになりました。当委員会でもこの機に「公明選挙特集号」を贈り、市民各位の心からの希望と熱意により、自主的に盛上る「公明選挙運動」の契機を作りたいと思います。

## 政治と生活
### 私たちの生活
#### 台所が良くもなり悪くもなる

私たちが、独立した社会人としての生活を営むようになると、私たちの生活は、経済生活とともに、政治生活になつてきます。

しかし、私たちは、日頃経済生活だけに目をうばわれて、ややもすれば、政治のことは忘れ勝ちになりますが、私たちの生活は、一日として政治とは切れることのできない密接な関係にあることを、忘れてはなりません。

すなわち、税金や物価が高くなつたり、安くなつたりするのも、道路や橋をなおしたり、学校や住宅を建てたりすることも、すべて政治によつて左右されており、直接、間接に私たちの生活の中に深くしみ込んでおります。

## まず政治を理解しましょう

## 政治と選挙
### 政治はなぜ行われるか

政治とは、私たち社会の共同生活の向上や社会秩序の保護などが目的でなければなりません。選挙によつて私たちの意思をあらわすことも政治につながります。

わが国の政治は、主権が国民にある、いわゆる民主政治であることは、申すまでもありませんが、これは新憲法によつて、民主々義の原理を説いたことに発しております。

すなわち、その前文の中に「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつてその権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と述べ、わが国の政治のあり方がはつきり説かれております。これはリンカーンの「人民の、人民による、人民のための政治」と全く意味を同じくいたします。

### 政治を批判する生活態度へ

私たちの生活をさらに一歩向上させるために、政治に動かされる生活から、政治を批判し、積極的に政治に参加する自覚と、本素からの心がまえを生活の中に活かすよう、努力することが肝心です。

### 暮しがよくなるためには

このように、政治の最終目的は、すべて国民の福利のためであつて、国の政治や地方自治の主体が国民であり住民であつて、その方法も目的も、国民または住民の幸福を実現することが、民主政治のほんとうの姿にほかなりません。これがためには「選挙」こそ最も重要な鍵といえましょう。

### よい代表者を選ぶ

「選挙」によつて、主権者である私たちが、適当な代表者を選び、その代表者が私たちに代つて、国の政治も、地方の政治も行うからであります。したがつて、民主々義をうまく運営して行くには、よい指導者を選らび、選挙後もその行動を絶えず注意し、国会の動きを批判し、正しい政治のあり方についての世論をもり上げることが、私たちの権利であり、責任であります。

## 政治のなりたち
### 三権分立とは

わが国の政治は、憲法による三権分立のたてまえにより、その仕事を大別すると、立法と行政と司法の三つからなつており、立法は国会で、行政は内閣で、司法は裁判所でそれぞれ行うことを定めております。

#### ① 国会

国会は、国の最高機関であつて、唯一の立法機関であります。その主な仕事は、法律案や予算案の審議、国政の調査および弾劾裁判などを行います。

国会の組織は、衆議院と参議院の二院制をとつており通常衆議院の優先がたてまえとなつております。

**衆議院は**　全国白十八の選挙区で、満二十五才以上の立候補者の中から選挙された四百六十七人の議員からなり、任期は四年となつておりますが、衆議院が解散されると議員は資格を失います。

**参議院は**　各都道府県を選挙区とする地方選出議員百五十人、および全国を一選挙区とする全国選出議員百人の計二百五十人からなり、任期は六年で、三年ごとに半数を改選します。被選挙権は満三十才以上であります。

また国会には、毎年十二月に招集される「通常会」と必要に応じ招集される「臨時会」および総選挙の直後招集される「特別会」があります。

#### ② 裁判所

司法とは、法律上のいろいろの争いを裁判することで、私たち相互の関係について裁く民事裁判と、犯罪者に刑罰を科する刑事裁判および行政上のことにつき裁く行政裁判があります。

また裁判は公開で行われることをたてまえとします。

裁判所は大別して、最高裁判所と下級裁判所（高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所および簡易裁判所）に分かれ、最高裁判所が最終裁判を行います。

なお検察庁は、裁判所に対応して、それぞれ置かれてあります。

#### ③ 内閣

内閣は、内閣総理大臣を首班として、国務大臣により組織される合議制の機関で、国の行政を担当します。

内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名し、国務大臣は、総理大臣が任免しますが、その過半数は国会議員の中から選ばねばならないことになつております。

総理大臣は、衆議院の内閣不信任決議があつた時のほかやめさせられることはありません。

総理大臣は、内閣の首長として、国務大臣を任免し、行政機関を指揮監督することができ、国会に対しては、内閣を代表します。

また閣議を開いて国の政治を協議しますが、閣議は全会一致で決せられ、会議は非公開で行われるのが普通になつております。

#### ④ 地方自治

新憲法は特に地方自治に関する一章を設けております。

これは、国のもとにおいて国から権利を与えられた地方団体が、その地方の特殊事情に応じた有効適切な政治を行うために、できるだけその地方の住民の自主的な意向に基づいて施政することを云います。

都道府県や市町村があてはまりますが、これを普通地方公共団体と呼んでおります。また地方公共団体の長（知事、市町村長など）および議会の議員（県市町村議会議員）その他はその地方の住民が直接選挙することになつておりますこのように私たちにとつては、地方自治はまことに身近かなものであります。

私たちは、この地方自治に大きな関心をよせ、これを通じて民主政治の正しいあり方を知るように努めましょう。

（大村市選挙管理委員会）

## クイズ

次の文章の中、○の所に必要な文字を入れて下さい。（本紙をよく読んでお答えください。）

**問題**　国の選○権は、○○国民で満○○才以上であれば、○○平等にあります。また、県や市町村の選○権は、さらに○カ月以上○じ市町村に○所を○することが必要です。

応募要領
①官製ハガキに問題全部を書き○の所は赤で書くこと。
②締切　十一月二十五日
③あて先　大村市旭町大村市選挙管理委員会事務局（市役所内）
④賞　正解者十名に記念品を贈呈（正解者多数のときはちゆうせん）

## もれていないか確かめよう…19日まで

本年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿を十一月五日から十九日まで、選挙管理委員会で一般の縦覧に供しています。もし、もれたり誤つて載つておれば十一月十九日まで異議申し立てができます。

## 秘密はぜつたいに守られています
### 投票の秘密

投票用紙に誰を書いたかは、ぜつたいに分りません。

それは、投票終了時間になると投票箱には、すべて鍵をかけ投票管理者が立会人とともに厳重に封かつて、開票所に持つて行きます。

開票所では、各投票所の投票箱が届いた上で、定めた時間に、開票管理者は候補者が選らんだ開票立会人と、参観者の目の前で、つぎつぎに投票箱を開いて、投票用紙をよくかき混ぜ、これがどの投票箱に入つていたか分らないようにした上で投票の計算をします。

ところが、こんなことを一般の有権者が知らないのにつけこんで、「自分の頼んだ人に入れないと、あとで分るんだぞ」とうそをいつて投票させた例も少なくないと聞きます投票の秘密は、憲法と公職選挙法でぜつたいに保障されています。自分の信じる候補者に投票しても、決して他人には分りません。

## 『三バン』と『選挙犯罪』

選挙のときは立候補者の立場と、投票する選挙人の立場と、選挙を執行する立場との選挙管理委員会の、それぞれ三つの異つた領域があります。

正しい選挙は、この三つが公正に行われることを云います。

ところが、選挙が行われると候補者と選挙人の間で、買収とか戸別訪問とかその他の違反行為が行われ、これらの選挙犯罪のために、選挙の公正が害されるのが現実です。

選挙は、〝金〟と〝顔〟だとよくいわれます。候補者が、その当選をあせることは当然でしょう。

しかし、ここに危険があります。当選するために、自然にいろいろの力を頼るようになつて来ます。

〝金〟とか〝顔〟といつたものは特にその力を持つているため、いきおいその主力が、これにそがれるのも当然です。「鞄」、「看板」、「地盤」を表現したいわゆる、選挙の三バンとか、金による当選を表現した、三当二落とかは当選するための悪い方法を皮肉つて表現したものです。

これは一面現在のわが国の暗い選挙の現実を単的に表現したものともいえるでしょう。

### 衆議院議員選挙における選挙犯罪（昭30.2.27執行）

| 種別 | 検挙件数 | 割合(%) | 検挙人員 |
|---|---|---|---|
| 買収、利害誘導 | 7,821 | 74.8 | 14,871 |
| 自由妨害 | 117 | 1.1 | 133 |
| 戸別訪問 | 1,253 | 12.0 | 1,628 |
| 文書図画制限違反 | 851 | 8.1 | 1,169 |
| 演説の制限違反 | 35 | 0.3 | 50 |
| その他 | 382 | 3.7 | 525 |
| 計 | 10,459 | 100 | 18,376 |

参考までに昭和三十年に行われた衆議院議員選挙における選挙違反数を掲げて見ました。

◎急告　お米屋の登録変更
△十一月二十、二十一、二十二日　△希望者は、主食通帳、印鑑を持参の上、市役所（または所轄出張所）へ申し出てください。　買掛金のある消費者は変更できません。
（市民課）

ここをとじて保存してください

# 公職選挙法のはなし

現在わが国で行われる選挙の種類は、沢山ありますが、これらの選挙の中から、重要なものについて、選挙が公明で正しく行われるようくわしい規定を設けた法律が、公職選挙法であります。

正しい、民主的な選挙を行うためには、まずこの公職選挙法の内容を理解することが先決問題でしょう。

以下順をおって、公職選挙法のなかの、重要なものについて、概要を説明します。

## 目的

### 平等、自由、公正の三原則

現代の選挙制度は、「選挙平等」「投票の自由」「選挙の公正」の三つの原則からなっておりますが、公職選挙法はこの三つの原則をうちたてるため、その第一条に、①日本国憲法の精神を基にし、②一定の公職につく者を公選する選挙制度をうちたて、③その選挙を公正にし、④もって民主政治の健全な発達をはかることが目的であることをうたっております。

## 選挙権と被選挙権

選挙は、国民の意思をなるべく広く、議会などに反映させることが目的であります。だからなるべく多くの国民がしかも平等な条件で、選挙に参加できるようすべきです。このため、納税資格による差別をなくし、婦人に選挙権を認めるに至ったことは、今更申すまでもありません。

選挙権とは、選挙に参加できる資格を云い、被選挙権とは選挙によって選ばれて一定の公職につくことのできる資格を云います。わが国の制度は次のとおりです。

### 1　選挙権

①国会議員の選挙権
(イ)日本国民であること。
(ロ)年令満二十才以上の者であること。
(ハ)三カ月以上引続きその市町村に住所を有すること。
(ニ)日本国民であること。
(ホ)年令満二十才以上の者であること。
(ヘ)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権

(イ)日本国民であること。
(ロ)年令満二十才以上の者であること。
(ハ)三カ月以上引続きその市町村に住所を有すること。

### 2　被選挙権

被選挙権は、日本国民で次の要件が必要です。

衆議院議員　年令満二十五年以上の者
参議院議員　年令満三十年以上の者
都道府県議会議員　その都道府県議会議員の選挙権を有する者で年令満二十五年以上の者
都道府県知事　年令満三十年以上の者
市町村長　年令満二十五年以上の者
市町村議会議員　その市町村議会議員の選挙権を有する者で年令満二十五年以上の者

### 3　選挙権と被選挙権のない者

前に述べた選挙権、被選挙権がある者でも、次に述べる欠格条項に該当すれば、選挙権も、被選挙権も認められません。

①禁治産者　これは精神異常者などで、裁判所から禁治産の宣告をうけ、その宣告が確定した者をいいます。

②その他一定の刑罰に処せられた者
この場合執行猶予中の者や刑の執行を終った者は除かれます。

ただし、選挙などの犯罪で執行猶予中の者や刑の執行が終った者は、原則としてその執行を受けることがなくなるまでの間、または一定の期間停止されます。

## 選挙人名簿

選挙人名簿は、選挙権のある人をあらかじめ登録しておいて、投票の際これと照合することによつて、選挙の公正をはかるために作られる大切な帳簿ですしたがつて選挙人名簿に登録されていない人はたとえ選挙権があつても、選挙の際投票することができません。この点特にご注意ください。

選挙人名簿には、基本選挙人名簿と補充選挙人名簿の二種類があります。

また特殊なものとして、船員基本選挙人名簿があります。

### (一)　基本選挙人名簿

この名簿は、選挙管理委員会が毎年一回調製します。

調製時期は、毎年九月十五日現在で、その日をもつて資格を調査する基準にして、名簿に登録すべき資格を有する者について選挙管理委員会が調査します。

調査方法は市町村の選挙管理委員会それぞれが独自の方法で行つております。

九月十五日現在で資格のある者とは、その日まで引続き三カ月以上その市町村に住所を有する日本国民で、さきに選挙権のところで説明した欠格事項にあたらない人です。

この場合の年令は名簿の確定する十二月二十一日で算定するので、その日までに満二十才になつておればよいわけです

資格調査が終ると、十月三十一日までに名簿を作成いたします。

このように登録資格者を、市町村の選挙管理委員会が調査して名簿に登録いたしますので、登録もれや、誤つて登録されたりすることがありますので、

**登録もれのないように**

そのために十一月五日から十五日間、作り上げた名簿を一般に公開して、誤りや登録もれがないかを、皆さんに見てもらうことになつております。

これを縦覧といい、場所は主として、市町村の役場となつております。

**修正ができる**

もしこの縦覧期間中に、登録もれや、誤まつて名簿に登録されていることを発見すれば申立により名簿を修正することができます。

**一年間使用**

このようにして、十二月二十日に名簿が確定し、その後一年間（翌年の十二月十九日まで）に行われる公職の選挙に使用されます。

### (二)　補充選挙人名簿

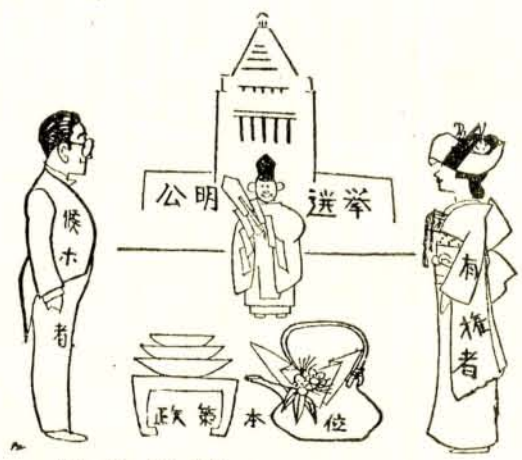


**本人の申請で登録**

この名簿は、基本選挙人名簿に登録もれになつた者や、その後新たに登録資格ができた人などを登録するために、選挙があるたびに調製する名簿です。

この名簿の調製要領については、選挙管理委員会がその都度あらかじめ、皆さんに知らせることになつております。

なお基本名簿と違つている点は、本人の申請がなければ、名簿に登録されないことです。この点特に注意を要します。

### (三)　船員基本選挙人名簿

これは、陸上に住所を有しない船員について、その特殊な事情を考えて調製される名簿です。国会議員の選挙についてだけ用いられますが、その詳細については省略いたします。

## 投票と開票

### 一、投票

投票は、投票区ごとに行われ一投票区に一ヵ所の投票所が設けられます。

投票所は、午前七時から午後六時まで開かれるのが原則で選挙人は、この時間内に投票所へ行き、名簿と照合の上、投票用紙に候補者氏名を自書して、投票函に入れるわけであります。

投票は、一人一票が原則で代人投票や二重投票は許されません。

また投票区ごとに投票管理者が任命され、投票の公正をはかるため、有権者の中から三人ないし五人の投票立会人が選ばれます。

なおこのほかに、特殊な投票として次のようなものがあります。

**①不在者投票**

これは、投票日の当日次に掲げるような理由で、自分で投票所に行くことのできない人のために認められております。

(イ)選挙人が投票当日その属する投票区のある郡市の区域外で職務に従事中であること。

(ロ)やむをえない用務または事故のため、その属する投票区のある郡市の区域外に旅行または滞在中であること。

(ハ)病気、負傷、妊娠、不具のため歩くことが著しく困難であること。また監獄や少年院などに収容されているもの。

(ニ)交通が非常に困難な島その他の地域（総理府令で指定されている）に居住中もしくは滞在中または仕事に従事中のもの。

これらの事由に該当する人は選挙の期日の公示（告示）の日から、投票日の前日までに不在者投票を行うことができます。

この場合投票の不正を防ぐため、証明書（一定様式）の持参など必要最少限度の手続がいりますが、それほど面倒なものでありません。

せつかく設けられたものですから前に述べた事由に該当する場合は十分活用いたしましょう。

**②点字投票**

盲人で点字投票をする場合はその旨投票管理者に申し出ればできます。

**③代理投票**

身体の故障または字を知らず自分で書けない人は、投票管理者に申し出て、代つて書いてもらうことができます。この場合投票管理者は二人の補助者を選んで、一人に書かせ他の一人に立ち会わせます。

### 二、開票

開票は、開票区ごとに行われ開票区の事務を管理するため開票管理者が任命されます。

また開票事務の公正を期するため、候補者の選んだ開票立会人が開票に立会います。

なお開票は一般選挙人の参観ができます。

**投票の有効無効**

開票にあたつて、もつとも大きな問題は、投票の効力の決定です。

投票の効力は開票管理者が開票立会人の意見をきいて決めることになつておりますが、無効とされる投票は次のとおりです。

①正式の投票用紙を使つていないもの。

②候補者でない者の氏名を書いたもの。

③一枚の投票用紙に二人以上の氏名を書いたもの。

④候補者の氏名の外に他事を書いたもの。ただし敬称職業、身分などを書いたものはよい。

⑤候補者の氏名を選挙人が自分で書いたものでないもの。

⑥誰を書いたのか、はつきりしないもの。

### 漫画、コント募集

選挙管理委員会では、公明選挙常時啓発事業の一環として公明選挙に関するコント（小ばなし）、漫画を常時募集しています。

△コントは四百字詰原稿用紙一枚程度。

△漫画は二寸四方、墨で官製ハガキ、画用紙に書くこと

△採用分は「市政だより」に掲載、薄謝を呈す。

## 市役所の各課、室、所の配置が下表のように変りました。

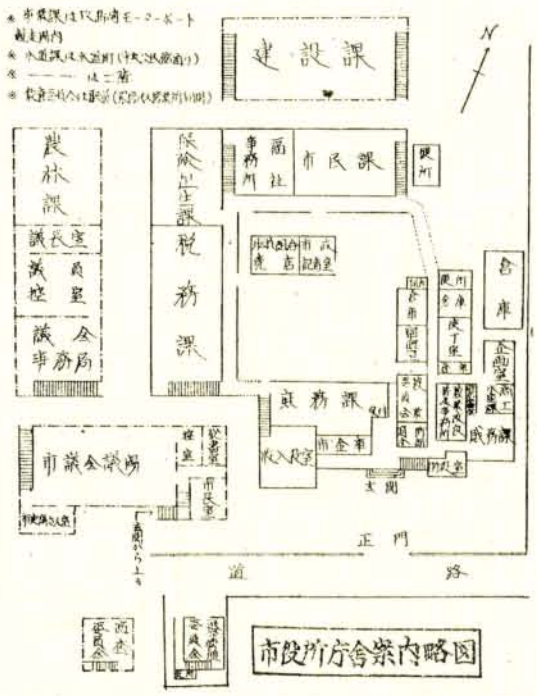


## 大村市の人口　（9月末日現在、自衛隊隊内居住者を除く）

| 区域別 | 世帯数 | 人口 男 | 人口 女 | 人口 計 |
|---|---|---|---|---|
| 大村 | 3.372 | 7.505 | 8.227 | 15.732 |
| 大村 | 4.237 | 9.354 | 9.943 | 19.297 |
| 西大村 | 1.660 | 3.629 | 3.969 | 7.598 |
| 竹松 | 620 | 1.697 | 1.769 | 3 466 |
| 松原 | 566 | 1.642 | 1.726 | 3.368 |
| 福重 | 588 | 1.663 | 1.686 | 3.349 |
| 萱瀬 | 492 | 1.440 | 1.535 | 2.975 |
| 鈴田 | 323 | 859 | 1.015 | 1.874 |
| 三浦 | | | | |
| 総数 | 11.853 | 27.789 | 29.179 | 57.659 |
| 前月末 | 11.839 | 27.783 | 29 806 | 57.589 |
| △増減 | 19 | 6 | 64 | 70 |

基本選挙人名簿登録人員数　男一六、一九三名　計三七、六三二名
女一六、四三九名　31年12月20日確定

## 住みよくすること

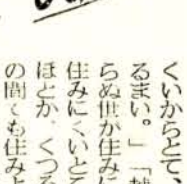

夏目漱石は、「草枕」の中でこんな事を書いている。

「知に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。とかく人の世は住みにくい。」

「人の世を作つたのは、向う三軒両隣にちらちらするただの人である。ただの人が作つた人の世が、住みにくいからとて、越す国はあるまい。」「越すことのならぬ世が住みにくければ、住みにくいところを、どれほどか、くつろげて、つかの間でも住みよくせねばならぬ。」

住みよい世の中がある訳ではない。自分達の手で住みよくしなければならない。選挙は、先ずその基だということができよう。

## 一滴の水

滴水禅師が風呂に入ると熱かつたので小僧さんに水をうめさせた。小僧さんは桶にあまつた水を、そこらへザツとぶちまけたのです。

すると、滴水禅師は大きな声で「一滴の水たりとも粗末にするな。それを木の椀にやれば、オがびのびと成長するではないか。」

一滴の水もこのとおりです選挙権は国の運命を左右する大切なものです。棄権するのは、もつたいない話です。

芽を出してまだ日の浅い民主政治という若木を、私どもの選挙権で立派な大樹にいたしましょう。

（働く婦人より）

転出入（市内移動も含む）の場合は必ず町務連絡委員（町総代）を経て、市民課（出張所）へ届出てください。